

桑名市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条から第10条までの規定に基づき、次の市道の路線の変更をする。

なお、その関係図書は、桑名市役所都市整備部土木課において、告示日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

路線の変更

路線番号	路線名	起点		重要な 経過地	延長(m)
		終点			幅員(m)
K203004	堀江山ノ手通線	前	大字東方字打上田151番4地先		408.5
			大字東方字城下1307番1地先		1.3~10.1
		後	大字東方字市之縄33番8地先		302.2
			大字東方字城下1307番1地先		1.3~10.1
K203005	門前本郷線	前	大字桑名字棚田272番地先		473.8
			大字東方字打上田160番1地先		1.6~10.2
		後	大字桑名字棚田272番2地先		243.5
			大字東方字市之縄24番地先		1.6~9.8
K203009	桑名本郷3号線	前	大字桑名字棚田289番地先		152.3
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~2.3
		後	大字桑名字棚田268番1地先		12.8
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~1.8